

門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和3年12月7日（火）午前10時00分～午前11時00分

2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室

3 議 長 寺内 隆史

4 署名委員

1 番：浅田 幸次 委員 9 番：橋中 信廣 委員

5 出席委員（8名）

1 番：浅田 幸次 委員 2 番：岩田 隆行 委員 3 番：木原 早智子 委員

5 番：田原 喜信 委員 6 番：寺内 隆史 委員 7 番：中野 利佑 委員

8 番：中道 文夫 委員 9 番：橋中 信廣 委員

6 欠席委員（1名）

4 番：巽 茂樹 委員

7 職務のため出席した者

局長 ：大倉 善充

局次長：吉田 武史

係員 ：坂川 裕磨

係員 ：森本 翔太

8 議案・報告等

議案第7号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積に関する件

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

寿内隆史

署名委員

浅田幸次

署名委員

榑中信廣

令和3年12月7日（火）午前10時00分～午前11時00分

農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和3年第8回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>本日の委員会は、9名中8名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。</p> <p>本日の議事録の署名委員でございますが、 1番：浅田 幸次 委員 9番：橋中 信廣 委員 にお願いすることといたします。</p> <p>それでは、本日の議事に移ります。</p>
会長	<p>本日の案件は、審議案件が1件となっております。</p> <p>それでは、議案第7号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積に関する件」についてです。</p> <p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条に基づき設定している別段の面積について、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、毎年その設定または修正の必要性について検討することとなっているため、現在の20アールから10アールに引き下げて設定することに関し、委員会の意見を求めるものです。</p> <p>まず、別段の面積について概要を説明します。</p> <p>別段の面積とは、農地法第3条第2項第5号において、農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が都府県では、50アールに達しない場合、権利の移動の許可ができないと規定されていますが、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは通常50アールの面積要件をその面積に変更することができるというものです。</p> <p>本議案は、その面積を設定するものです。</p> <p>次に、農林水産省令に定める別段の面積の基準については、農</p>

事務局	<p>地法施行規則第 17 条に規定が 3 点あるため、順に確認します。</p> <p>資料は、議案書綴りの 2 ページをご覧ください。 根拠法令については、6 ページに添付しておりますので、併せてご確認ください。</p> <p>まず、同 17 条第 1 項第 1 号関係より、設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域のこと。</p> <p>次に、同項第 2 号関係より、別段の面積の単位はアールとし、その面積は 10 アール以上であること。</p> <p>次に、同項第 3 号関係より、別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未滿の農地を耕作の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作の事業に供している者の総数のおおむね 100 分の 40 を下らないように算定されるものであること。</p> <p>以上の 3 点が施行規則に規定されています。</p>
事務局	<p>本市において、1 号関係の規定については、市内全域の営農条件がおおむね同一と考えられます。</p> <p>2 号関係については、本議案は 20 アールを 10 アールに引き下げて設定するものですので、要件である 10 アール以上の条件を満たします。</p> <p>3 号関係については、3 ページの資料 2 をご覧ください。 こちらの資料が示すように、本市農地を耕作の事業に供している者の半数以上が、その耕作面積が 10 アール未滿であるため、要件を満たしていると言えます。 以上により、農林水産省令に定める基準を全て満たしていると言えます。 次に、補足説明を致します。 4 ページの議案第 7 号資料 3 をご覧ください。</p> <p>こちらは、北河内各市の下限面積の設定状況です。 こちらの資料から、本市に隣接する守口市が最近 10 アールに引</p>

事務局	<p>き下げしております。</p> <p>続いて、6ページの資料、「新規就農者の増加を促進するための別段の面積の設定等について」をご覧ください。</p> <p>本通知において、令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画において、「農地の下限面積要件について、各市町村の実状に応じ、農業経営基盤強化促進法の活用と併せて、若者の新規就農者増加のために下限の更なる引き下げを行うことを促す」としています。</p> <p>本市においては、新規就農の相談は年間数件あるものの、近年新規就農の実績はありません。</p> <p>そこで障壁となっているものの一つが、この下限面積要件です。農地の所有権移転だけでなく、賃借権や使用貸借権の設定においても、この下限面積要件をクリアする必要があります。本市において、20アールのまとまった農地自体が少ないため、この条件を満たすことは難しいのが現状です。</p> <p>この国の通知のとおり下限面積の更なる引き下げが必要と思われます。</p>
事務局	<p>また、親族間での所有権移転、持分移転においても、この下限面積の要件を満たす必要があるため、将来的に今ある農地を若い世代へ継承していき、農地として守っていく為にも、必要なことと考えます。</p> <p>最後に資料7ページ及び8ページをご覧ください。</p> <p>こちらは農林水産省のホームページに掲載されている資料で、全国の別段の面積の設定状況です。ご参考にご確認願います。</p> <p>ただ今の説明から総合的に判断し、この別段の面積について、20アールから10アールに引き下げることについて、ご審議をお願いします。</p> <p>事務局から説明以上でございます。</p>
会長	<p>ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p>
会長	<p>事務局に確認なんですけども、議案第7号の資料2の表について</p>

	<p>て、市外農地を含むと記載がありますが、市外の農地を含んでいるということで間違いないですか。</p>
事務局	<p>門真市内に農地を所有している農家が、所有している農地面積の分布図でございます。つまり、門真市に居住していないが門真市に農地を所有している方については含まれておりますし、門真市に農地を所有していて、他市に農地を所有している方についても含まれます。</p> <p>逆に言えば、門真市で農家と呼ばれるような方であっても、門真市内の農地を所有していない場合はこちらの資料には含まれていません。</p>
木原委員	<p>門真に住んでいるかどうかではなく、門真に少しでも農地を持っている人が所有している農地がどれだけあるかというところが、元々の許可の基準になっているということですね。</p>
事務局	<p>門真市に農地を所有している方の農業の規模をもって判断するものとされています。</p>
岩田委員	<p>何点か確認したいんですが、20アール未満の農地を貸借したいという希望者はいるんですか。</p> <p>現在農地を10アールくらいしか持っていない人達が農業辞めたいってなったときに、それを譲り受けて農業したいという希望者が多かったらそういう趣旨もいいかなと思うんですが。</p> <p>もう一点が、例えば農業委員会が借入許可したとして、そんなに耕作が思ったようにできなかった場合どうするのか。そのサポートを誰がするのか。農協さんがするのか、農業委員会や他の組織がするのか分からないけれど、そういったサポートがないとなかなか続かない。</p> <p>後継者問題で農業したいという人がいない中、貸しやすくなったり売しやすくなったりするということで、引き下げ自体には賛成なんですけど。</p>
木原委員	<p>今、岩田委員がおっしゃったことも一つ課題かなと思いますが、ただ、引き下げなくても同じ問題が残りますし、新規就農を拒んでいる状態でいいのかというところではないと思うので、おっしゃったような新規就農入れた後に指導したりとか育成したりとかいう問題は、今回の議論とは別物として協議しないといけないかなと思います。</p>

中道委員	我々だけで引き下げて終わりではなく、下げたなら下げたできちんと皆さんの役に立つサポート体制がないと、岩田委員がおっしゃるように上手くいかないのでは、この議論はこの議論として進めつつ、そういった関係機関との連携サポート体制というのを、今回とは言いませんけど、セットで引き続き議論していく必要があるかなと。
会長	農地バンクとかそういうのも大事になってくるのかな。
事務局	事務局としても遊休農地の発生とか、新規参入者の問題とか、今回別段の面積を下げることでハードルを下げるという認識で、ただハードルを下げるだけでなく、農家さんの情報共有や連携、スタートラインに立てるような仕組みづくりが必要かなというのは事務局でも認識しておりますので、引き続き並行してそういった仕組みづくりを委員の皆様と一緒に、検討していきたいと思っております。
木原委員	皆さんのおっしゃっていることに賛成の上で、私としてはやっぱり現状維持で何も変わらないよりは、下げてもまた上げることもできるということも踏まえて、一度変化を見せてみることで、新しい課題が出てきたり、今までより良くなったりするのではないかなと思います。
橋中委員	門真市の設定状況について、平成29年1月11日に20アールに変更されたということなんですが、それ以降新規就農の申請はあったんでしょうか。
事務局	新規就農の申請はありませんが、農地法の規定で借りるのにも20アールが必要であるということと、希望されるような農地がないという2点から、新規就農を諦められた方がいらっしゃいました。
橋中委員	新規就農を通じて食料自給率を上げていくなどの長期的な視点と、遊休農地をどう解消するかという短期的な視点を一緒に考えるから前に進まない議論になっていると思う。まずはどちらかを優先するかを決定した方が、議論が進むと思う。

事務局	<p>現状と客観的データに基づいて、今の門真市の実情に合わせると10アールが適切なのではないかと、皆様にお示ししているところです。</p> <p>まさに今皆様がおっしゃった意見については、短期的に今すぐできるような内容ではございませんので、長期的に皆様のお力を借りながら進めていかないといけないので、ハードルを下げたからといってすぐに問題が解決するような問題ではありません。</p>
橋中委員	<p>そしたらもう一つ案としてね、許可するにあたって条件付き許可とかは可能なんではないでしょうか。</p> <p>先ほどのサポートをどうしたらいいのかということを経験者の中に入れて、自分でするんでなしに他から協力を得られるような仕組みを盛り込んで許可するというのは。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、別段の面積というのは、農地法第3条のあくまで一つの許可要件になっています。本当に議論すべきなのは、農地法3条の許可をするときの判断基準について、門真市農業委員会としてどのように設定するかだと私は考えてまして、他の市に確認すると、農業大学校出身でないとかだめだとか、農業経験や農業機械を持ってないとかだめだとか、門真市は今そこまでできておりませんで、ほとんど書面上だけでこの人農業できるんじゃないかということで許可しているんですが、実際に地域の地区委員の人がヒアリングした結果、農業の本気度を確かめて許可するだとかを内規として定めているところもあるようです。</p>
中道委員	<p>農地を賃貸するときの3条許可について、賃貸契約書ってというのは審査されるんですか。</p>
事務局	<p>一応、提出は求めています、契約書の内容に立ち入っての審査までは難しいのではないかなと思います。</p>
中道委員	<p>少なくともそういった目での審査はされておられてないということですね。</p>
事務局	<p>そうですね。お恥ずかしいながら形式的な審査になっております。</p>

木原委員	<p>農地の売買とか賃貸借について、個々の中身については民々の契約ということで立ち入らずに、契約がなされているということだけをチェックしてきたんだと思うんですね。</p> <p>許可に対して明確な基準を設けず、その部分を本人からきちんとヒアリングした上で許可を行ったりする市もあるので、許可をするにあたり内規を定めるということが、それがどこまで農地法の裁量として認められるのかという部分がわからない。</p>
浅田委員	<p>ここで不安ばかり話していたら、話が前に進んでいかない。農業委員会として契約書だとか営農計画の確認を行ったりであったり、指導やサポートをどうするかということもありますが、新規就農を推進するというのであれば、まず下限面積を第一歩に下げて、ハードルを下げてから、出てきた課題についてはまた話をしながら進めていくのがいいんじゃないかなと思います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の許可についてなんですが、国や府によると、3条の許可については迅速に行うこととされております。また、農業大卒の卒業や農業経験の有無について、一部の農業委員会の内規として決まっていることが、徒にハードルを上げることとなっているとの指摘もあります。</p> <p>許可を簡略化する流れとなっていることを補足させていただきます。</p>
中道委員	<p>申請があったときに許可に対して付帯的な条件をつけるというのは事実上難しい。許可に条件をつけるのではなく、許可をするにあたり審査を正確・迅速に行うことが求められているのかなと思います。</p> <p>それに関連して、資料6ページの「また、野菜や花卉、果樹などで経営が集約的に行われる場合には、下限面積の要件がない」という記載が、許可審査を行うにあたって非常に重要なところかと思えます。これは分かりやすく言うと、新規参入される方が野菜や花をハウス栽培できっちり集約的に栽培するなら、100平米でもかまいませんよ、ということになる。</p> <p>それを踏まえると集約的に経営ができるかなどの審査を迅速かつ正確に行うことが非常に重要であるということが、この規定からも言えるんじゃないかと思えます。</p>
事務局	<p>ご指摘の案件について、大阪府ではまだ実例がないということ</p>

事務局	<p>でしたが、10 アール以上の農地がそもそも少ない門真市の実情を踏まえると、門真市に5 アールのイチゴハウスが生まれるきっかけになることもあるかと思いますので、さらに調査研究を行ってまいります。</p>
中道委員	<p>農家の戸数はそんなに増減がない中で、昨年は下限面積の引下げについて特に議論がなく下限面積の維持が行われたということですが、本年に下限面積の引下げについて提案されたことについて事務局としてはどのように考えておられるのでしょうか。</p> <p>令和2年7月に国の方から規制改革実施計画が示されたということと、非常によく似た地理条件の近隣の守口市が下限面積を今年の3月に引き下げたこと、さらに大阪市も下限面積が10アールということ、そういうことを勘案すると、変化を持たせるために引き下げを行うことに意義があると私は考えます。</p> <p>また、数値の引下げについて、20アールでも農業で収入を得て生活をしていくのは厳しいという議論が前々回くらいにあったように思いますが、そういった農業経営の規模については今回関係のない議論であるということによろしいですか。</p>
事務局	<p>農業経営の規模について、資料が手元にないので不確かではありますが、農業センサスによると農業と認められる基準が農地面積1000平方メートルだとか年間の販売額が15万円以上だとか、専業では食べていけないような規模であっても農業であるということなので、兼業の小規模農業であっても差し支えないものと考えています。</p>
会長	<p>農業の規模の維持というよりかは、農地の保全という意味合いの方が強いのかなと個人的には思います。現状、門真市に農地を持たれている方についても、その収入だけで暮らしているわけではないと思いますし、どちらかというとなら農地を保全するために農業をされているかなと。</p> <p>長期的に考えるべきところは長期的に考えることとして、今回の議題はあくまで下限面積を10アールに引き下げることについて議論をしていきたいと思います。</p>
岩田委員	<p>確認なんですけども、中道委員がおっしゃっていたように審査の方法だけはきちんと決めておかないと、審査の度に基準が変わるようなことになってしまう。</p>

会長	今回、下限面積を引き下げる方向で話が決まったとしたら、事務局としていつから適用を考えておられるのでしょうか。というのは、審査の基準はやはり議論されるべきであると思うのですが、そんな猶予は設定できるものなのでしょうか。
事務局	本日の総会が終わり次第、事務局の方で事務手続きを行うことになります。事務手続きが終わり次第引き下げることもできますし、例えば1月1日付けのように日時を指定することもできます。
中道委員	私としては、議論が終わり次第即刻にでも引下げの施行をすべきであると考えます。なぜなら、新規参入の機会を一日でも削りたくない。審査をきちんとするということについては、審査基準というのを定めて審査を行うというのが本則であるとは思いますが、それに時間をかけてしまっただけでは本末転倒かなと。 審査基準はきちんと作りながらも、その都度、事務局と委員とで最善と思われる審査を行っていけば、問題はないのではないかと私は思います。
木原委員	実際のところ、告示と施行はいつからになるのでしょうか。事務手続きもあるので、今日終わってすぐというわけにもいかないでしょう。
事務局	告示についても、市の掲示場への掲示ですので、合わせて周知活動を行っていかないといけないかなと考えております。例えば、市のホームページにて掲載を行ったり、ホームページをあまりご覧にならない高齢の方のために広報かどまに掲載を行ったり、または農協さんの広報紙に折込チラシを入れたりなどをして、周知を考えています。
木原委員	ということは、告示から周知されるのにある程度時間がかかると考えると、施行日そんなに後回しにしなくても、例えば1月1日とかにしておいて、その間に、議案にはしないけれども、大体の基準を作ることができるんじゃないのでしょうか。
中道委員	先ほどの今決めて今日施行というのはあくまで極論でありますので、然るべき日を設定して、それまでに我々で議論を尽くし

中道委員	<p>たうえで、できるだけ早く施行を行い、門真市の農業施策の非常に重要な事柄を決定しているわけですから、広く遍く市民の皆さんに知っていただくために、広報紙のみならずJAをはじめとした関係各機関に、門真市はこういう決定を行いましたとPRするべきであると考えます。</p>
会長	<p>ご意見がないので採決にはいります。 議案第7号、「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積に関する件」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【委員挙手】</p>	
会長	<p>全会一致で、議案第7号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積に関する件」については、議案のとおり許可することと決しました。</p> <p>それでは、本日の議案は以上ですので、委員会はこれで閉会いたします。</p>